

議案第13号

飯能市介護保険条例の一部を改正する条例（案）

飯能市介護保険条例（平成12年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「第39条第1項第1号」を「第38条第1項第1号」に、「33,546円」を「30,526円」に改め、同項第2号中「第39条第1項第2号」を「第38条第1項第2号」に、「46,964円」を「42,603円」に改め、同項第3号中「第39条第1項第3号」を「第38条第1項第3号」に、「50,319円」を「46,293円」に改め、同項第4号中「第39条第1項第4号」を「第38条第1項第4号」に改め、同項第5号中「第39条第1項第5号」を「第38条第1項第5号」に改め、同項第6号から第12号までを次のように改める。

- (6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 80,510円
- (7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 87,219円
- (8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 100,638円
- (9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 114,056円
- (10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 127,474円
- (11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 140,893円
- (12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 154,311円

第3条第1項に次の1号を加える。

- (13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 161,020円

第3条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「20,127円」を「19,121円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「20,127円」を「19,121円」に、「30,191円」を「29,185円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「20,127円」を「19,121円」

に、「46,964円」を「45,958円」に改める。

第5条第3項中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に、「又は第9号ロ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」に、「第39条第1項第1号から第9号まで」を「第38条第1項第1号から第12号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の飯能市介護保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

令和6年2月22日提出

飯能市長 新井重治

飯能市介護保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(保険料率等)</p> <p>第3条 <u>令和6年度から令和8年度まで</u>の各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号</u>に掲げる者 <u>30,526円</u></p> <p>(2) <u>令第38条第1項第2号</u>に掲げる者 <u>42,603円</u></p> <p>(3) <u>令第38条第1項第3号</u>に掲げる者 <u>46,293円</u></p> <p>(4) <u>令第38条第1項第4号</u>に掲げる者 <u>60,382円</u></p> <p>(5) <u>令第38条第1項第5号</u>に掲げる者 <u>67,092円</u></p> <p>(6) <u>令第38条第1項第6号</u>に掲げる者 <u>80,510円</u></p>	<p>(保険料率等)</p> <p>第3条 <u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号</u>に掲げる者 <u>33,546円</u></p> <p>(2) <u>令第39条第1項第2号</u>に掲げる者 <u>46,964円</u></p> <p>(3) <u>令第39条第1項第3号</u>に掲げる者 <u>50,319円</u></p> <p>(4) <u>令第39条第1項第4号</u>に掲げる者 <u>60,382円</u></p> <p>(5) <u>令第39条第1項第5号</u>に掲げる者 <u>67,092円</u></p> <p>(6) <u>次のいずれかに該当する者</u> <u>80,510円</u></p> <p><u>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除</u></p>

(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 87, 219円

(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 100, 638円

して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下この項において同じ。)が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 87, 219円

ア 合計所得金額が210万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 100, 638円

ア 合計所得金額が320万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課さ

(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 114,056円

(10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 127,474円

(11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 140,893円

れる保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者

114,056円

ア 合計所得金額が420万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第11号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者

120,765円

ア 合計所得金額が520万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者

134,184円

ア 合計所得金額が720万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも

該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

(12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 154,311円

(13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 161,020円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、19,121円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「19,121円」とあるのは、「29,185円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「19,121円」とあるのは、「45,958円」と読み替えるものとする。

5 省略

(賦課期日後において第1号被保険者

(12) 前各号のいずれにも該当しない者 147,602円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、20,127円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「20,127円」とあるのは、「30,191円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「20,127円」とあるのは、「46,964円」と読み替えるものとする。

5 省略

(賦課期日後において第1号被保険者

<p>の資格取得、喪失等があった場合)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 保険料の賦課期日後に<u>令第38条第1項第1号イ</u>(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、<u>ロ若しくは二、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から<u>令第38条第1項第1号から第12号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</u></p> <p>4 省略</p>	<p>の資格取得、喪失等があった場合)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 保険料の賦課期日後に<u>令第39条第1項第1号イ</u>(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、<u>ロ若しくは二、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロ</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から<u>令第39条第1項第1号から第9号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</u></p> <p>4 省略</p>
--	---

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

(令和六年から令和八年度までの各年度における普通調整交付金の額の算定の特例)

第二条 令和六年から令和八年度までの各年度における介護保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令(次条において「算定省令」という。)第二条に規定する普通調整交付金の額は、同条の規定にかかわらず、当該市町村の調整基準標準給付費額に当該市町村の普通調整交付金交付割合を乗じて得た額から当該市町村の介護給付等に要する費用の適正化に関する取組(介護保険法第百二十二条の三第一項の介護給付等に要する費用の適正化に関する取組をいう。次条第二号において同じ。)の状況を勘案した額を控除した額に調整率を乗じて得た額とする。

(令和六年から令和八年度までの各年度における調整率の算定の特例)

第三条 令和六年から令和八年度までの各年度における算定省令第八条に規定する調整率は、同条の規定にかかわらず、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数とする。

一 当該年度分として交付する調整交付金の総額から当該年度において各市町村に対して交付する特別調整交付金の総額を控除して得た額

二 当該年度における各市町村に係る算定省令第三条に規定する調整基準標準給付費額に新算定省令第四条に規定する普通調整交付金交付割合を乗じて得た額から当該市町村の介護給付等に要する費用の適正化に関する取組の状況を勘案した額を控除して得た額の合算額

八 国民健康保険団体連合会から提供される介護給付等（高額医療合算介護サービス費の支給及び高額医療合算介護予防サービス費の支給を除く。以下この八において同じ。）に関する情報と健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第二十條に規定する医療等、高齢者の医療の確保に関する法律第五十六條第一号及び第二号に規定する後期高齢者医療給付（高額介護合算療養費の支給を除く。）又は国民健康保険法第五十四條第一項に規定する療養の給付等、同法第五十四條の二第一項に規定する訪問看護療養費、同法第五十四條の三第一項に規定する特別療養費、同法第五十四條の四第一項に規定する移送費若しくは同法第五十七條の二第一項に規定する高額療養費（以下この八において「後期高齢者医療給付等」という。）に関する情報とを照合して介護給付等に係るサービス（以下この八において「介護サービス」という。）と後期高齢者医療給付等の各利用日数その他の情報の整合性を点検し、介護給付等に要する費用の適正化を図る事業及び受給者ごとに二以上の月にわたる介護給付等の状況その他の状況を確認し、提供された介護サービスとの整合性、算定回数及び算定日数その他介護給付等に係る事項を点検し、介護給付等に要する費用の適正化を図る事業

(削る)

二 (略)

(令和六年度から令和八年度までの基準所得金額)

第四百四十三條 令和六年度から令和八年度までの令第三十八條第一項第六号の基準所得金額は、二百二十万円とする。

第四百四十三條の二 令和六年度から令和八年度までの令第三十八條第一項第七号の基準所得金額は、二百十万円とする。

第四百四十三條の三 令和六年度から令和八年度までの令第三十八條第一項第八号の基準所得金額は、三百二十万円とする。

第二條 介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部改正

(介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部改正)

改正後

第一条 (市町村が介護保険に関する特別会計に繰り入れる額の算定方法)

第一条 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百十三号。以下「算定政令」という。）第三條の二第一項に規定する毎年度市町村が介護保険に関する特別会計に繰り入れる額は、当該年度において介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下「施行令」という。）第三十八條第十項から第十二項まで又は第三十九條第五項から第七項までに規定する第一号被保険者に該当することが、当該年度の三月三十一日までの間に明らかになった第一号被保険者（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第九條第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。）に係る当該年度分の保険料について、当該市町村が

二 国民健康保険団体連合会から提供される介護給付等（高額医療合算介護サービス費の支給及び高額医療合算介護予防サービス費の支給を除く。以下この二において同じ。）に関する情報と健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第二十條に規定する医療等、高齢者の医療の確保に関する法律第五十六條第一号及び第二号に規定する後期高齢者医療給付（高額介護合算療養費の支給を除く。）又は国民健康保険法第五十四條第一項に規定する療養の給付等、同法第五十四條の二第一項に規定する訪問看護療養費、同法第五十四條の三第一項に規定する特別療養費、同法第五十四條の四第一項に規定する移送費若しくは同法第五十七條の二第一項に規定する高額療養費（以下この二において「後期高齢者医療給付等」という。）に関する情報とを照合して介護給付等に係るサービス（以下この二及びホにおいて「介護サービス」という。）と後期高齢者医療給付等の各利用日数その他の情報の整合性を点検し、介護給付等に要する費用の適正化を図る事業及び受給者ごとに二以上の月にわたる介護給付等の状況その他の状況を確認し、提供された介護サービスとの整合性、算定回数及び算定日数その他介護給付等に係る事項を点検し、介護給付等に要する費用の適正化を図る事業

ホ 介護給付等の受給者に対し、当該受給者の介護サービスの利用状況、当該介護サービスに要した費用、当該受給者が負担する額その他当該受給者の介護サービスに係る事項を記載した書面を通知し、当該受給者に当該事項の確認を促すことにより、介護給付等に要する費用の適正化を図る事業

二 (略)

(令和三年度から令和五年度までの基準所得金額)

第四百四十三條 令和三年度から令和五年度までの令第三十八條第一項第六号の基準所得金額は、二百二十万円とする。

第四百四十三條の二 令和三年度から令和五年度までの令第三十八條第一項第七号の基準所得金額は、二百十万円とする。

第四百四十三條の三 令和三年度から令和五年度までの令第三十八條第一項第八号の基準所得金額は、三百二十万円とする。

改正前

第一条 (市町村が介護保険に関する特別会計に繰り入れる額の算定方法)

第一条 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百十三号。以下「算定政令」という。）第三條の二第一項に規定する毎年度市町村が介護保険に関する特別会計に繰り入れる額は、当該年度において介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下「施行令」という。）第三十八條第十項から第十二項まで又は第三十九條第五項から第七項までに規定する第一号被保険者に該当することが、当該年度の三月三十一日までの間に明らかになった第一号被保険者（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第九條第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。）に係る当該年度分の保険料について、当該市町村が施

(傍線部分は改正部分)

<p>2 (略)</p> <p>(福祉用具専門相談員)</p> <p>第二十二条の三十一 令第四条第一項第九号に規定する福祉用具専門相談員指定講習(以下この条から第二十二条の三十三までにおいて「講習」という。)は、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売並びに介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売の事業を行う場合において、福祉用具(法第八条第十二項に規定する福祉用具をいう。第百四十条の六十二の十二第一号ロにおいて同じ。)の選定の援助、機能等の点検、使用方法の指導等に必要知識及び技術を有する者の養成を図ることを目的として行われるものとする。</p>	<p>改正後</p> <p>(福祉用具専門相談員)</p> <p>第二十二条の三十一 令第四条第一項第九号に規定する福祉用具専門相談員指定講習(以下この条から第二十二条の三十三までにおいて「講習」という。)は、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売並びに介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売の事業を行う場合において、福祉用具(法第八条第十二項に規定する福祉用具をいう。第百四十条の六十二の十二第一号ロにおいて同じ。)の選定の援助、機能等の点検、使用方法の指導等に必要知識及び技術を有する者の養成を図ることを目的として行われるものとする。</p>
---	---

○厚生労働省令第十三号
 介護保険法施行令の一部を改正する政令(令和六年政令第十三号)の施行に伴い、並びに介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第百十五条の四十五第四項、介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第三十七条の十三第三項第十四号及び第三十八条第六項から第八項まで並びに介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令(平成十年政令第四百十三号)第一条の二第二項及び第十二条第三項の規定に基づき、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。
 令和六年一月十九日
 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令
 (介護保険法施行規則の一部改正)
 第一条 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)の一部を次の表のように改正する。

(抜粋)

(傍線部分は改正部分)

厚生労働大臣 武見 敏三



介護保険法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和六年一月十九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第十三号

介護保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百二十九条第二項及び第百四十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

介護保険法施行令(平成十年政令第四百二十二号)の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項第一号中「十分の五」を「十分の四・五五」に改め、同号二中「又は第八号ロ」を「第八号ロ、第九号ロ、第十号ロ、第十一号ロ又は第十二号ロ」に改め、同項第二号中「十分の七・五」を「十分の六・八五」に改め、同号ロ中「又は第八号ロ」を「第八号ロ、第九号ロ、第十号ロ、第十一号ロ又は第十二号ロ」に改め、同項第三号中「十分の七・五」を「十分の六・九」に改め、同号ロ並びに同項第四号ロ及び第五号ロ中「又は第八号ロ」を「第八号ロ、第九号ロ、第十号ロ、第十一号ロ又は第十二号ロ」に改め、同項第六号イ中「及び第八号イ」を「第八号イ、第九号イ、第十号イ、第十一号イ及び第十二号イ」に改め、同項第七号イ中「又は第八号イ」を「第八号イ、第九号イ、第十号イ、第十一号イ及び第十二号イ」に改め、同項第八号ロ中「部分を除く。」の下に「第十四」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第八号の次に次の四号を加える。

九 次のいずれかに該当する者 十分の十七

イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が基準所得金額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(第一号イ(1)に係る部分を除く)、次号ロ、第十一号ロ又は第十二号ロに該当する者を除く。